

「税務調査を省略する制度」について

税理士 蛭田昭史

第14回

税務調査のデメリット 〜痛い!風評被害〜

今回は、前回と前々回の続きである税務調査省略率を100%にするポイントについて解説していく予定でしたが、税務調査を受けたことのない社長さんをはじめ読者の方々から、税務調査のデメリットについて、重点的に記載します。

2017年3月15日の日本経済新聞に「国税、優良企業に優しく、適正申告なら調査頻度減らす」という記事が掲載されました。記事の内容を要約すると、「税務署の人手不足により、すべての事業者に対して適正期間での税務調査が難しくなってきたため、税務会

計処理が適正である事業を増やしました。「10年以上税務調査が来なかったのに来た」という声も多く聞きました。現在はコロナ対策により税務調査は小休止となっておりますが、コロナ後は従前のように税務調査頻度は増えたと予測されます。

しかし、適正申告事業者の税務調査頻度の間隔の延長は1年間に過ぎないとの記載もあります。「アメとムチ」のアメも大したアメではない様相です。

この方針転換から、適正事業者か否かの格付けをするための税務調査が増えました。

「痛い!取引先に
対する風評被害」

「税務職員は、税務調査について必要があるときは、その調査に応じて、その関係者に対して質問、帳簿書類を

「あの会社は税務調査でトラブっているな。取引を継続しても大丈夫か?」「あの会社のせいで余計な手間をかけられてしまった」などと思われ、それがオチです。

「事務所紹介」
蛭田昭史税理士事務所、顧問先数450社で税務調査省略率100%!従業員数25名、品川区西五反田7の22の17 TOCビル11F (今年も蛭田事務所在のTOCビルにて税理士試験が行われました!)、03・3490・3277、ゼビムホームページを覗いた方へ<https://www.hiru-ta-kaikei.com/>



蛭田昭史税理士事務所、顧問先数450社で税務調査省略率100%!従業員数25名、品川区西五反田7の22の17 TOCビル11F (今年も蛭田事務所在のTOCビルにて税理士試験が行われました!)、03・3490・3277、ゼビムホームページを覗いた方へ<https://www.hiru-ta-kaikei.com/>